

平成 21 年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[国際私法]

日本に住む甲国人 A は、乙国に本店を有する B 銀行の東京支店において、甲国通貨建ての定期預金（以下、「本件定期預金」という。）をした。そして、A が代表者を務める乙国法人 C が乙国の D 銀行から融資を受けるに当たり、その担保として、A は本件定期預金の通帳と印鑑を D 銀行に差し入れた。その後、この B 銀行東京支店の本件定期預金は A の債権者である E から差押えを受けた。

- (1) A が本件定期預金契約を締結する際に、年齢の点で、完全な行為能力を有する成人であったか否かについては、いずれの国の法によって判断されるか。
- (2) 本件定期預金契約には準拠法の明示の定めがない場合、この契約の準拠法はいずれの国の法か。
- (3) A が D 銀行のために設定した本件定期預金債権を目的とする担保権が有効に成立しているか否かはいずれの国の法によって判断されるか。
- (4) 仮に(3)記載の担保権が有効に成立しているとして、担保権者である D 銀行とその担保目的である本件定期預金債権を差し押さえた E のいずれが優先するかはいずれの国の法によって判断されるか。

【100点】